

<MA (マルチアセット) ファンドシリーズ>  
**ステート・ストリート**  
**新興国債券インデックス・オープン**  
追加型投信/海外/債券/インデックス型

## State Street Emerging Markets Bond Index Open

## &lt;ファンドの商品分類および属性区分&gt;

## 商品分類

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類    |
|---------|--------|---------------|---------|
| 追加型     | 海外     | 債券            | インデックス型 |

## 属性区分

| 投資対象資産                    | 決算頻度  | 投資対象地域 | 投資形態                 | 為替ヘッジ | 対象インデックス                                                                            |
|---------------------------|-------|--------|----------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券)) | 年 1 回 | エマージング | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | なし    | その他<br>(ブルームバーグ・バークレイズ・<br>エマージング・マーケット・ローカル・<br>カレンシー・リキッド・ガバメント・<br>インデックス(円ベース)) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)  
をご覧ください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月12日に関東財務局長に提出しており、2019年7月13日にその効力が発生しております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問い合わせください。
- 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]  
ステート・ストリート・  
グローバル・アドバイザーズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第345号  
設立年月日: 1998年2月25日  
資本金: 310百万円(2019年10月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:  
2,298,685百万円(2019年10月末現在)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]  
三井住友信託銀行株式会社

<ファンドに関する照会先>

ステート・ストリート・  
グローバル・アドバイザーズ株式会社

ホームページアドレス [www.ssga.com/jp](http://www.ssga.com/jp)  
電話番号 03-4530-7333  
お問い合わせ時間 (営業日) 9:00 ~ 17:00

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ<sup>※</sup>の一つであり、主として外国投資信託<sup>スバイダー</sup>「SPDR ブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にブルーム・バーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

※MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行う委託会社におけるインデックス型商品等の総称です。

## ファンドの特色

### 1 主として外国投資信託への投資を通じて、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券市場に投資します。

- ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス<sup>※1</sup>の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託<sup>スバイダー</sup>「SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF<sup>※2</sup>」受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

※1 ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスは、正式名称を「Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index」といい、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券で構成される債券価格指数であり、ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)を当ファンドのベンチマークとします。

投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

※2 正式名称は「SPDR<sup>®</sup> Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF」といい、後掲する「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。

- 国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す「短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。

### 2 当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

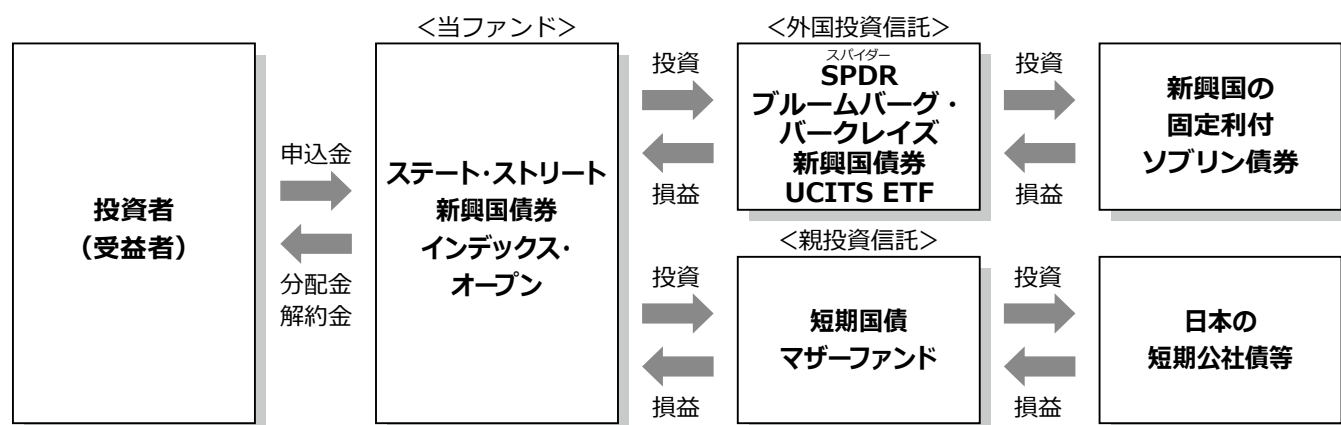
- ファンド・オブ・ファンズ方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

### 3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。



## 主な投資制限

1. SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETFおよび短期国債マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等全額とします。
  - ② 分配対象収益についての分配方針  
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
  - ③ 留保益の運用方針  
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同一の運用を行います。
- なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 〈収益分配金に関する留意事項〉

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 投資対象とする投資信託の概要

### SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF

|         |                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用の基本方針 | 新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券の動きに連動するブloomberg・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスの価格と利回りに、経費控除前で、おおむね連動する投資成果を上げることがを目標とします。 |
| 主要投資対象  | 新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券                                                                                                              |
| 運用報酬等   | 純資産総額に対して年率0.55%程度(運用報酬等は、本書作成日現在における料率であり、将来変更される可能性があります。)                                                                      |
| 運用会社    | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド*                                                                                                   |

※正式名称は、State Street Global Advisors Limited(所在地:英国ロンドン市)といい、ステート・ストリート・グループの資産運用会社です。

## 親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券

|          |                                                  |
|----------|--------------------------------------------------|
| 【参考】商品分類 | 親投資信託／国内／債券                                      |
| 運用の基本方針  | 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。 |
| 決算日      | 毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)                      |
| 収益分配方針   | 収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。                       |
| 信託報酬     | ありません。                                           |
| 設定日      | 2009年7月21日                                       |
| 委託会社     | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社                     |
| 受託会社     | 三井住友信託銀行株式会社                                     |

## 2.投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金利変動リスク      | 当ファンドは、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券を実質的な投資対象としていることから、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 信用リスク        | 当ファンドは、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券を実質的な投資対象としていることから、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。<br>また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合(マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む)にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。<br>運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。 |
| 為替変動リスク      | 当ファンドの実質的な主要投資対象である新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 流動性リスク       | 投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。<br>また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。                                                                                                                                                                        |
| 投資対象国への投資リスク | 当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国(投資対象国)における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

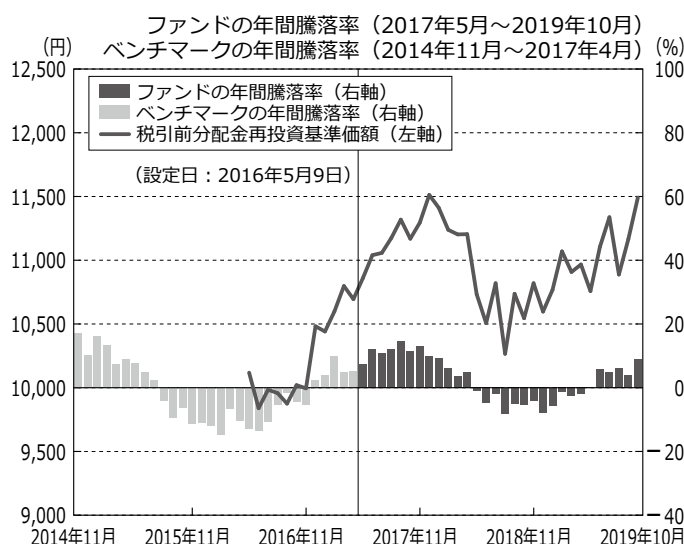
運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

※上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

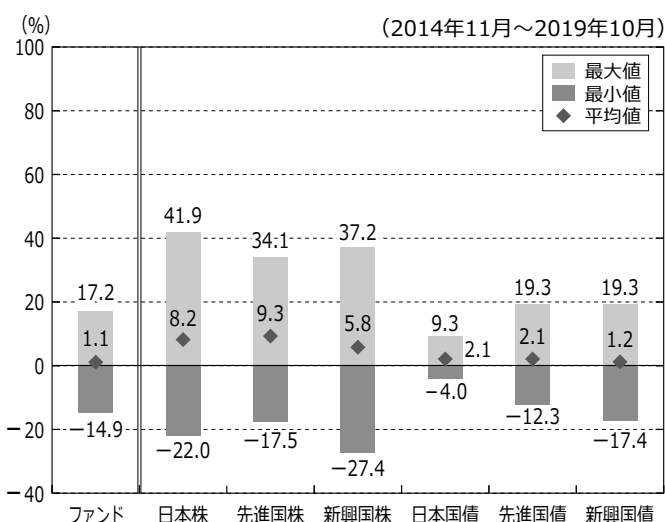
## <参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2014年11月～2017年4月)を含みます。
- ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

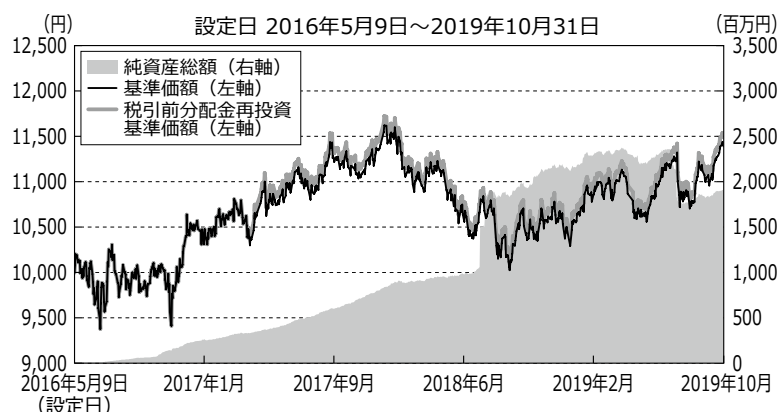
※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

### 3.運用実績

#### 基準価額・純資産の推移

(2019年10月31日現在)



#### <基準価額・純資産総額>

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 11,391円  |
| 純資産総額 | 1,902百万円 |

#### 分配の推移

| 決算期              | 分配金 |
|------------------|-----|
| 第1期 (2017年4月17日) | 90円 |
| 第2期 (2018年4月16日) | 0円  |
| 第3期 (2019年4月15日) | 0円  |
| 設定来累計            | 90円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。  
分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

#### 主要な資産の状況

(外国投資信託のデータを表示しています。)

##### ファンド特性値

|           |       |
|-----------|-------|
| 銘柄数       | 474   |
| 平均年限      | 8.96  |
| 最終利回り     | 4.32% |
| 実効デュレーション | 6.36  |

##### 格付別構成比

|           | 比率     |
|-----------|--------|
| Aaa       | 1.09%  |
| Aa        | 12.59% |
| A         | 34.67% |
| Baa       | 33.58% |
| Below Baa | 18.02% |

##### セクター別構成比

|                | 比率     |
|----------------|--------|
| Treasury       | 98.15% |
| Cash           | 0.81%  |
| Agency         | 0.72%  |
| Non Corporates | 0.32%  |

##### 上位10銘柄

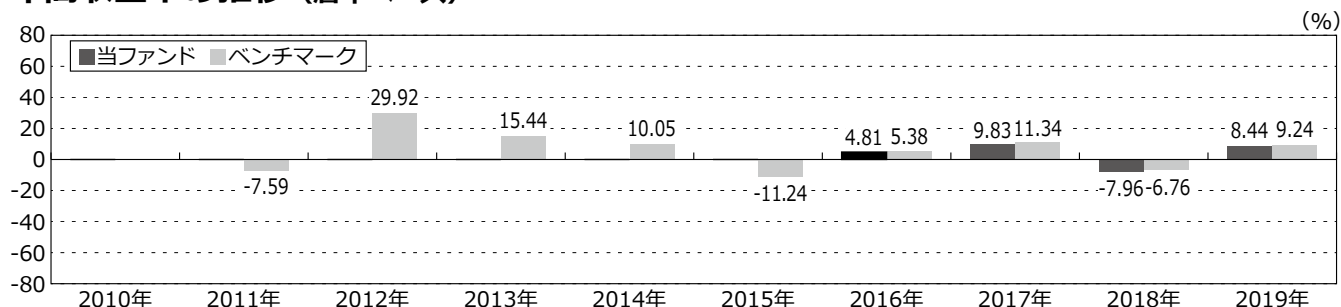
| 銘柄名/利率/償還日                                    | 比率    |
|-----------------------------------------------|-------|
| LETRA TESOIRO NACIONAL 1/7/2020               | 2.41% |
| NOTA DO TESOIRO NACIONAL 10 1/1/2023          | 1.52% |
| MEX BONOS DE DESARROLLO M 20 7.5 3/6/2027     | 1.43% |
| LETRA TESOIRO NACIONAL 1/7/2022               | 1.23% |
| KOREA TREASURY BOND 2612 1.5 10/12/2026       | 1.08% |
| MEX BONOS DESARR FIX RT M 6.5 9/6/2022        | 1.01% |
| INDONESIA GOVERNMENT FR68 8.375 15/03/2034    | 1.00% |
| REPUBLIC OF SOUTH AFRICA R186 10.5 21/12/2026 | 0.99% |
| TITULOS DE TESORERIA B 7 4/5/2022             | 0.98% |
| NOTA DO TRESOURO NACIONAL 10 1/1/2025         | 0.93% |

##### 国別構成

| 国名           | 比率    |
|--------------|-------|
| South Korea  | 9.98% |
| Brazil       | 9.78% |
| Indonesia    | 9.14% |
| Mexico       | 8.98% |
| Thailand     | 8.94% |
| Malaysia     | 8.33% |
| Poland       | 5.95% |
| South Africa | 5.81% |
| Russia       | 5.33% |
| China        | 4.00% |
| Israel       | 3.91% |

※上記の比率は外国投資信託の純資産総額対比  
※主要な資産の状況は、2019年10月31日現在で算出しています。

#### 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2011年の年間収益率は1月17日(インデックス取得可能日)を起点に算出した数値です。  
※2016年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。  
※2019年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から10月末までで算出しています。  
※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                                           |                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                                   | 販売会社が定める単位にて受付けます。                                                                                                                                                                |
| 購 入 価 額                                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                 |
| 購 入 代 金                                   | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                            |
| 換 金 単 位                                   | 販売会社が定める単位にて受付けます。                                                                                                                                                                |
| 換 金 価 額                                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                 |
| 換 金 代 金                                   | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。                                                                                                                                                |
| 購 入 ・ 換 金<br>申 込 不 可 日                    | 原則として、米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日                                                                                                                                                       |
| 申 込 締 切 時 間                               | 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。                                                                                                                                                        |
| 購 入 の 申 込 期 間                             | 2019年7月13日から2020年7月15日まで<br>※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                  |
| 換 金 制 限                                   | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                            |
| 購 入 ・ 換 金<br>申 込 受 付 の<br>中 止 お よ び 取 消 し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。 |
| 信 託 期 間                                   | 無期限(信託設定日:2016年5月9日)                                                                                                                                                              |
| 繰 上 償 還                                   | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。<br>なお、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。                              |
| 決 算 日                                     | 毎年4月15日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                              |
| 収 益 分 配                                   | 年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。<br>※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。                         |
| 信 託 金 の 限 度 額                             | ファンドの信託金限度額は5,000億円です。                                                                                                                                                            |
| 公 告                                       | 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                          |
| 運 用 報 告 書                                 | 毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。                                                                                                                            |
| 課 税 関 係                                   | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除および益金不算入制度は適用されません。                                                                                  |
| フ ァ ン ド の 略 称                             | MA新興債<br>※日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に掲載される当ファンドの略称です。                                                                                                                                     |

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|     |         |                                                |
|-----|---------|------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | ありません。                                         |
| 換金時 | 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.05%</b> の率を乗じて得た額とします。 |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                               |           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に<b>年率0.132%(税抜0.12%)</b>の信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。</p> <p>〈信託報酬率の配分(税抜)〉</p> |           |
|                  | 支払先                                                                                                                                                                                           | 信託報酬率(年率) |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                                                          | 0.08%     |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                                                          | 0.01%     |
| その他の費用・手数料       | 受託会社                                                                                                                                                                                          | 0.03%     |
|                  | <p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <p>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br/>・監査費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に要する諸費用 等</p>                         |           |

| 支払先  | 信託報酬率(年率) | 役務の内容                                     |
|------|-----------|-------------------------------------------|
| 委託会社 | 0.08%     | 委託した資金の運用の対価                              |
| 販売会社 | 0.01%     | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 0.03%     | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                   |

(注) SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETFにおいて、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.55%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で**年率0.682%程度**となります。

なお、SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETFの運用報酬等は、当資料の作成時点における料率であり、将来変更される可能性があります。

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目            | 税金                                           |
|------------------|---------------|----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税および<br>地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)<br>および償還時 | 所得税および<br>地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2019年10月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度(NISA)、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ ベンチマーク(オリジナル指数)

### **ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス**

ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。 )またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。ブルームバーグ、ならびに、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・キャピタル・インク(Barclays Capital Inc.)ならびに両社の関係会社(以下「バークレイズ」と総称します。 )のいずれも、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに関連するいかなるデータおよび情報の適時性、正確性および完全性について保証するものではなく、また、明示黙示を問わず、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスならびにこれに関連するいかなるデータおよび価格、ならびにこれらから得ることのできる結果について保証するものではなく、これらに関する一切の商品性および特定の目的への適合性の保証を明示的に否認します。インデックスに直接投資することはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。過去のパフォーマンスは、将来の結果の見通しではありません。法律上認められる最大限度で、ブルームバーグおよびブルームバーグのライセンサー、ならびにそれらの従業員、業務委託先、代理人、サプライヤーおよびベンダーのそれぞれは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはこれに関連するデータもしくは価格に関係して生じる侵害または損害について、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他の侵害または損害であるかにかかわらず、また、これらの者の過失またはその他に起因するものであるかを問わず、何らの債務も責任も負いません。本書は、金融商品に関する助言ではなく、事実に関する情報を提供するものです。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスのいかなる部分も、金融商品の勧誘ではなく、ブルームバーグまたはその関係会社もしくはライセンサーによる投資の助言または投資の推奨(すなわち、特定の権利に関して、「買い」、「売り」、「保持」またはその他の取引を行うか否かについての推奨)あるいは投資その他の戦略についての推奨ではなく、また、そのような勧誘、投資の助言、投資の推奨あるいは投資その他の戦略についての推奨と解釈されてはなりません。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスから得られるデータおよびその他の情報は、投資判断を基礎付けるのに十分な情報であると考えられるべきではありません。ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスによって提供される全ての情報は一般的なものであり、特定の者、法人または集団のニーズに応じるものではありません。ブルームバーグおよびブルームバーグの関係会社は、証券またはその他の権利の将来の価値または予想される価値について何らの意見も表明するものではなく、また、明示黙示を問わず、いかなる種類の投資戦略の推奨も提案も行わないものとします。さらに、バークレイズは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスの発行者または作出者ではなく、また、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスへの投資家に対して何らの責任も義務も負いません。ブルームバーグは、自己のために、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスについてまたはこれに関連してバークレイズと取引を行う場合がありますが、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスへの投資家は、バークレイズとの間にいかなる関係も結ぶものではなく、また、バークレイズはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに含まれるいかなるデータについても支持し、保証し、販売しまたは促進するものではなく、バークレイズは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスまたはブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに含まれるデータの適否または利用に関するいかなる表明も行わないものとします。お客様は、金融に関する意思決定を行うに先立ち、独自に助言を受けることを考慮されるべきです。 ©2016 Bloomberg Finance L.P. All rights reserved.

## ■ 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

### **日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)**

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### **先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### **新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)**

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

### **日本国債:NOMURA-BPI国債**

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

### **先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

### **新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)**

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。